

教 育 文 化 委 員 会 記 録 (No.24)

1 日 時 令和6年6月12日(水)
午前10時00分 開会
午前11時42分 閉会

2 場 所 第4委員会室

3 出席委員(10人)

委 員 長	永 井 佑	副 委 員 長	森 結実子
委 員	宮 崎 吉 輝	委 員	中 村 義 雄
委 員	中 島 隆 治	委 員	木 下 幸 子
委 員	大久保 無我	委 員	藤 沢 加 代
委 員	有 田 絵 里	委 員	大 石 仁 人

4 欠席委員(0人)

5 出席説明員

都市ブランド創造局長	井 上 保 之	総務文化部長	新 山 克 己
総務課長	明 石 卓 也	文化企画課長	楠 本 祐 子
スポーツ部長	濱 田 孝 洋	スポーツイベント担当課	大 下 義 邦
教 育 長	田 島 裕 美	教 育 次 長	高 松 淳 子
総 務 部 長	大 庭 千 枝	総 務 課 長	久 保 慶 司

外 関係職員

6 事務局職員

委員会担当係長	梅 林 莉 果	議 事 係 長	佐々木 雄一郎
---------	---------	---------	---------

7 付議事件及び会議結果

番号	付 議 事 件	会 議 結 果
1	審査日程について	12日は議案の審査、13日は議案の採決、請願・陳情の審査及び所管事務の調査を行うことを決定した。
2	議案第82号 令和6年度北九州市一般会計補正予算（第1号）のうち所管分	議案の審査を行った。
3	議案第84号 令和6年度北九州市土地取得特別会計補正予算（第1号）のうち所管分	

8 会議の経過

○委員長（永井佑君）開会します。

本委員会に付託された議案は、お手元配付の一覧表のとおり2件であります。

審査日程については、本日は議案の審査を行い、明日は議案の採決、請願・陳情の審査及び所管事務の調査を行います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

御異議なしと認め、そのように決定しました。

ただいまから議案の審査を行います。

この教育文化委員会はいつも長時間になっておりますので、執行部、委員の皆様は、例えば体調が優れないとか、お手洗い等がございましたら、必要に応じて御対応いただければと思います。

それでは、議案第82号のうち所管分及び84号のうち所管分の以上2件を一括して議題とします。

審査の方法は、一括説明、一括質疑とします。当局の説明は、できるだけ要点を簡潔、明瞭にお願いします。なお、議案の説明は着席のまま受けます。

それでは、説明を求めます。総務文化部長。

○総務文化部長 それでは、着座にて失礼いたします。

都市ブランド創造局所管の議案につきまして、タブレットの教育文化委員会資料に沿って御説明いたします。

2ページを御覧ください。

補正予算議案について御説明いたします。

今回の補正予算は、門司港地域複合公共施設整備、それから国際スポーツ大会等開催事業に関するものです。このうち、門司港地域複合公共施設整備に関する予算計上に当たりましては、施設整備全体の事業費を各施設の床面積等で案分いたしまして、各施設の所管局よりそれぞれ

予算要求を行うこととしております。都市ブランド創造局の所管は、市民会館部分となります。

初めに、議案第82号、令和6年度北九州市一般会計補正予算のうち所管分を御説明いたします。

なお、令和6年度の北九州市補正予算に関する説明書の該当ページにつきましては、表の右側に記載しております。また、説明に当たりましては、金額は万円単位とさせていただきます。

まず、2款3項4目文化振興費、門司港地域複合公共施設整備事業市民会館経費は、複合公共施設整備事業のうち、市民会館の整備に要する経費として、1億2,790万円を増額補正するものです。

門司港エリア環境整備事業経費は、複合公共施設の整備に伴います門司港エリアの環境整備に要する経費のうち、市民会館の負担分としまして、140万円を増額補正するものです。

それから、2款3項5目スポーツ振興費、国際スポーツ大会等開催事業は、パルクール世界選手権をはじめ大規模国際スポーツ大会等を開催するため、1億5,000万円を増額補正するものでございます。

2款9項1目繰出金、土地取得特別会計繰出金は、門司港地域複合公共施設の用地の買戻しに当たりまして、繰上償還に必要となります経費、利子のうち、市民会館の負担分を土地取得特別会計に繰り出すため、15万円を増額補正するものでございます。

3ページを御覧ください。

債務負担行為でございます。門司港地域複合公共施設整備事業市民会館は、複合公共施設整備事業のうち、市民会館の整備に当たりまして、令和7年度から令和9年度に要する経費の限度額といたしまして、28億20万円を設定するものでございます。

次に、議案第84号、令和6年度北九州市土地取得特別会計補正予算のうち所管分について御説明いたします。

1款2項1目繰出金、公債償還特別会計繰出金は、土地取得特別会計で先行取得した複合公共施設棟用地の買戻しに伴います公債償還に要する経費となります。これは、一般会計からの不動産売払収入を公債の元金といたしまして、繰上償還に必要な利子を含めて公債償還特別会計へ繰り出しを行うというものでございまして、市民会館の負担分として1億1,961万円を増額補正するものでございます。

以上で議案の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いいたします。以上です。

○委員長（永井佑君） 総務部長。

○総務部長 着座にて失礼いたします。

続いて、教育委員会所管の議案につきまして御説明いたします。

2ページを御覧ください。

補正予算議案について御説明いたします。

今回の補正予算は、いずれも門司港地域複合公共施設整備に関するものでございます。予算計上に当たりましては、施設整備全体の事業費を各施設の床面積等で案分してございまして、各施設の所管局より予算要求を行っております。教育委員会の所管は、図書館部分となります。

議案第82号、令和6年度北九州市一般会計補正予算のうち教育委員会所管分を御説明いたします。

なお、令和6年度北九州市補正予算に関する説明書の該当ページにつきましては、表の右側に記載しております。また、説明に当たりましては、金額は万円単位とさせていただきます。

まず、補正予算について、13款8項2目図書館費、門司港地域複合公共施設整備事業図書館経費は、複合公共施設整備事業のうち、図書館の整備に要する経費として、9,220万円を増額補正するものでございます。

門司港エリア環境整備事業経費は、複合公共施設の整備に伴う門司港エリアの環境整備に要する経費のうち、図書館の負担分として、100万円を増額補正するものでございます。

13款10項1目繰出金、土地取得特別会計繰出金は、門司港地域複合公共施設の用地の買戻しに当たって、繰上償還に必要な利子支払いのうち、図書館の負担分を土地取得特別会計に繰り出すため、11万円を増額補正するものでございます。

次に、債務負担行為について、門司港地域複合公共施設整備事業図書館は、複合公共施設整備事業のうち、図書館の整備のため、令和7年度から令和9年度に要する経費の限度額として、14億8,270万円の債務負担行為を設定するものでございます。

3ページを御覧ください。

次に、議案第84号、令和6年度北九州市土地取得特別会計補正予算のうち教育委員会所管分を御説明いたします。

1款2項1目繰出金、公債償還特別会計繰出金は、土地取得特別会計で先行取得した複合公共施設棟用地の買戻しに伴う公債償還に要する経費となりますが、これは一般会計からの不動産売却収入を公債元金として、繰上償還に必要な利子を含めて公債償還特別会計へ繰り出しを行うもので、図書館の負担分として8,626万円を増額補正するものでございます。

以上で議案の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（永井佑君） ありがとうございました。

これより質疑に入ります。なお、当局の答弁の際は、補職名をはっきりと述べ、指名を受けた後、簡潔、明確に答弁願います。質疑はありませんか。藤沢委員。

○委員（藤沢加代君） どなたにお答えいただくか分かりませんが、まずお尋ねしたいのは、この補正予算の出し方がとてもおかしいということです。

私は本会議で質問をしましたがけれども、本会議場にはいろんな人たちがいるので、そこはあ

えて触れませんでした。市長もいるからですね。でも、今回追加調査をするのに、調査費用は何でここで出ないんですか。おかしいということを経営部などでは議論はしなかったんですか。まず、それについてお尋ねしたいと思います。

それから、調査は都市ブランド創造局、埋蔵文化財のほうでやるから、ここで調査についての質問はしていいんでしょうか。いいですね。

そしたら、調査についてなんですけれども、調査費用は2,850万円と聞きましたけれども、その積算根拠、内訳についてお尋ねしたいと思います。私は、この調査費用についても、今まであまり疑ってこなかったんです。だから今回、どういう根拠で2,850万円になっているのかということをお尋ねするんですが。

それから、今年度の補正予算ということで、これからの調査ですが、スケジュールと、それから、実際の公共施設の工事着工について具体的にどういうスケジュールになっているかということをお尋ねしたいんですが、それに関して、調査を終了して記録を作成すると思うんですけれども、大まかでいいんですが、この手続のポイントとして調査終了後の記録を作成するまでに何があるのか、どんなことをしないといけないかということをお尋ねします。

それで、市もこれまでにいろいろと文化財、埋蔵文化財の調査をやってきたと思うんですけれども、これまで、調査が終わってから記録作成までのスケジュール、あるいは開発を前提にしているから、開発に取り組むための工事着工のスケジュールについて、こんなに早いスピードで補正予算を組んでその年度中に着工するような例があったのかどうかをお尋ねします。

それから、この調査の範囲が限定されているということについて、昨日付で専門家から緊急要望が議長・副議長宛てに出されています。議会宛てですので、当局は直接関係ないかもしれませんが、その中身は、調査範囲という非常に専門的な内容になっております。そこで、調査を担当する局として、この調査範囲に異論が出ていることについてはどう答えるか、お尋ねします。

それからもう一つ、今回の6月議会を特徴づけるとすると、門司港のこの遺構問題を本会議で取り上げる議員が、私も含めて7人ぐらいおられたかなと思いますが、答弁もいろいろだったんですけれども、私はそこで1つ、全然内容に触れられなかったところがあって、非常に違和感を持ちました。それは、専門家、学術団体11団体の要望とかI C O M O Sからの要望などについてなんですけど、いろいろ要望があったということは抽象的に言われていましたけど、一切、具体的に触れられなかったことが、意図的に触れられなかったのかなと思って、逆に違和感を持ちました。

だから、そういう専門家や、この遺構を残してほしいという人たちの具体的な要望について、ここにはそれを答えた市長も都市戦略局長もいないから答えられないかもしれないけれども、その具体的な中身を判断しないといけない都市ブランド創造局、それから教育委員会も併せて、そういう点について、私が感じた違和感というのを教育委員会も担当局も持たなかったのかな

という疑問が湧きました。それについてお答えいただきたいと思います。以上です。

○委員長（永井佑君） 文化企画課長。

○文化企画課長 藤沢委員の御質問にお答えいたします。

まずは1点目、補正予算の提出の方法でございますけども、こちらについては開発者が負担するものと決められておりますので、この事業に限らずほかのものにつきましても建設側のほうで予算を提出させていただいているところでございます。

続きまして、調査費用の積算根拠ですけども、こちらにつきましましては、発掘調査に必要となる人工数、そうしたものを、発掘調査基準という九州の基準がございますので、そちらに基づきまして算出しております。内訳といたしましては、本体の費用、実際の発掘調査の費用ですね、こちらが2,400万円ほど、それから、続きが出たときにも調査がすぐに行えるように、調査範囲の周りの表土掘り、表土剥ぎというのを行おうとしています。そちらに関する費用がおおよそ450万円ということで、計2,850万円を今回の議会に提出させていただいているところでございます。

それから、工事のスケジュールにつきましてですけども、こちらにつきまして、議会で御承認いただければ、発掘調査には3か月ほど要すると考えております。その後、段が分かれているんですけども、開発側から、道路に近い側のところに古いくいなどが残っているということを知っていますので、そうしたものをまずは抜くような作業から入っていくというようなところで、すみません、私も工事のスケジュールの詳細なところは承知しておりませんが、そういった進め方をしていくとお伺いしております。

それから、調査の終了後にどんなことをするのかというような御質問でございましたけども、こちらにつきましては、いろいろな材料、写真を撮ったりですとか図面に残したりですとか、そうしたことをした後、1年から2年をかけて報告書を作成いたします。いわゆる整理作業ということで、古地図などとの比較検討とか遺構や遺物の図化、そうしたものを進める予定になっております。

それから、調査が終わってから、こういう速いスピードでやったものがあるかというようなお尋ねでございます。具体的には私も資料が手元にはございませんけども、こうした調査を並行しながら現場の記録保存が終わったところで着工していくというのは一般的な流れであると考えております。

それから、調査範囲が限定されていることについて議会のほうに御要望があったというようなことでもございました。こちらにつきまして、専門家の方が、ここにも遺構があるんじゃないかというような御意見であったとお伺いしております。こうした主張ですとか解釈というのは、考古学上、学術上は、人類活動の痕跡全てが遺構であるというふうになっておりますけども、そうしたところの観点で遺構があったのではないかというような御指摘だと思います。

これに対しまして、市といたしましては、埋蔵文化財行政として、法や文化庁の通知に定め

る行政目的の発掘調査の対象となる遺構について、試掘調査の結果、遺構なしと判断したものでございます。具体的に言うと、埋立ての地層のようなものとかそうしたもののところでございます。これは文化庁の通知にも、近現代の取扱いについては、近世については地域において必要なもの、近代については特に重要なものというところでランク分けが示されておりますので、そうしたところで、行政上の埋蔵文化財の範囲というところを定めて対応しているものでございます。以上でございます。

○委員長（永井佑君）最後の部分の答弁をお願いします。文化企画課長。

○文化企画課長 すいません、失礼いたしました。

それから、6月議会の要望についての対応をどう考えられているのかというようなところでもございました。

開発部局の答弁でもございましたけども、要望書についてはしっかり受け止めております。様々な御意見があったと思います。また、文化財保護審議会の一部の委員から、やはり全面保存できないか、また、共存できないか、どうしてもできない場合は一部切り出しもというような御意見もいただいている中で、今回、複合公共施設の整備について、開発側で市民の安全・安心を第一に考えられた際に、我々としても、どうやったら残せるかという議論をしっかりといたしました。そうした要望の声というのもしっかりとお伝えしてはいますが、総合的に考えたときに、そこで建設せざるを得ないといったようなところもございましたので、我々としては、それならば一部切り出しでもというようなところで、2月に議案を提出させていただいたところでもございます。決してないがしろにしているということではないです。以上でございます。

○委員長（永井佑君）教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長 教育委員会としましては、都市ブランド創造局に補助執行を出しております。北九州市教育委員会事務専決規程において権限を渡しておりますので、教育長がお答えするということもございませんので、御了承ください。

○委員長（永井佑君）藤沢委員。

○委員（藤沢加代君）では、保存に至る記録の作成についてです。それができてから工事着工ということなんですけれども、今回はこれが具体的にどれぐらいになると見込んでいるかということが1つ。

それから、ランクづけですね。調査範囲が明治時代に限られているということで、大正、昭和の時代もちゃんとすべきだという議論もあっていますけれども、そのランクづけは具体的にどういう、1、2、3か、1、2、3、4、5か、どういうランクづけがあるのか分かりませんが、そのランクづけについて、文化企画課で判断したランクというのは何かということをお尋ねします。

それから、今、教育委員会にもお答えいただいたんですが、教育委員会は12月に県に調査終了届を出していますね。これは埋蔵文化財のラインで出しているわけなんですけれども、でもそこ

には教育委員会の印鑑が押してありますよね。そうすると、この教育委員会の印鑑を押している責任は、もう担当局にお任せしているからということで済まされていいのかなと思うんですよね。今回、本会議の議論でもありましたが、専門家の方々が教育委員会へ要望をしていますよね。だから、そういうことも含めると、教育委員会が知らん顔をするということはできないんじゃないかと思いますが、もう一度お答えいただきたいと思います。以上。

○委員長（永井佑君） 文化企画課長。

○文化企画課長 まずは、記録調査のスケジュールをどのくらい見込んでいるかというところですけども、報告書につきましては1年から2年をかけて作成いたしますので、令和8年度末頃完了予定と考えております。

それから、ランクづけのお話でしたけども、文化庁の通知の中では、ランクというのが、おおむね中世に属する遺跡は原則として対象とすること、それから、近世、いわゆる江戸時代に属する遺跡については、地域において必要なものを対象とすることができること、それから、いわゆる明治以降のお話でございますけども、近現代の遺跡については、地域において特に重要なものを対象とすることができること、こうしたランクづけがあるところでございます。今回のものにつきましては、要は門司の町が発展してきた歴史、そうしたところを鑑みまして、旧門司駅舎ができた当時のもの、その主要なものを対象として考えたというようなところでございます。以上でございます。

○委員長（永井佑君） 教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長 先ほど、教育委員会の印を押しているから、知らん顔ではいけないのではないかという御指摘がございました。

補助執行に出しているということは、全てをお渡ししているわけではないんですけど、教育委員会の権限を一部お渡しして、教育委員会として事務をされていらっしゃるということで、当然その事務に関しては教育委員会の印鑑を押しますので、教育委員会が知らん顔をしているというわけではないと思っております。以上です。

○委員長（永井佑君） 藤沢委員。

○委員（藤沢加代君） これまでのいきさつからすると、教育委員会は本当に知らないということで、そう答えるしかないかなと思います。

それで、さっきのランクづけについて、近現代の建築遺構としては特に重要ではないという判断をしたということでしょうか。

○委員長（永井佑君） 文化企画課長。

○文化企画課長 特に重要ではないという判断をしたということではなく、あくまでも旧門司駅舎が出たところの、それに関連する主要なもの、それを今回包蔵地として定めたというようなところでございます。以上でございます。

○委員長（永井佑君） 藤沢委員。

○委員（藤沢加代君） そうしますと、都市ブランド創造局としては、旧門司駅舎、最初の駅舎に限ったということなんですけれども、それこそ専門家、それから市民要望とか鉄道ファンとかいろんな方々が、もっと調査の範囲を広げてというふうな要望もしているかと思うんですけれども、私はやっぱり都市ブランド創造局自体が限定的に捉えるべきではないかと改めて思いました。

というのも、観光部門が都市ブランド創造局に来て、そして、その部門が非常に大きくなったわけじゃないですか。それは、結局今までの文化企画課から観光部門っていうのが部分的に分かれたということなんですかね。それとも、それは全く関係なく、観光部門が産業経済局からこちらに移ってきて、そして、文化企画課はこれまでどおりで、全く別のものとして考えるということなんですかね。今回特にA I Mに移った機能があると聞きましたから、ちょっとそのあたりがよく分からないんですけど、その辺はこの補正予算とは関係ないかもしれないけど、分かるように説明していただければと思います。

○委員長（永井佑君） 都市ブランド創造局総務課長。

○都市ブランド創造局総務課長 観光部門と一体になりまして、この4月に都市ブランド創造局が発足しております。これまでの文化芸術、スポーツに加えて、観光とかM I C Eとかエンターテインメント、そういったものを一体的に推進することで、彩りある町の実現とか都市ブランドの向上へつなげようということで、もともと観光課はA I Mにございましたけども、そこを一体となって、文化芸術の振興などについても相乗効果を上げてしっかり推進していこうという目的が1つあります。

ただ、この文化財行政に関しては、組織改正があったから何か新しい連携というか考え方の違いがあったということではなくて、去年からずっと発掘調査等をしてしておりますので、引き続き文化財行政として適切に判断をしてきている状況でございます。以上でございます。

○委員長（永井佑君） 藤沢委員、議題からちょっとずれていますから、修正してください。藤沢委員。

○委員（藤沢加代君） いいですよ。はい、分かりました。では、続けていいですか。

○委員長（永井佑君） どうぞ。藤沢委員。

○委員（藤沢加代君） 私は今回、本会議でもこの補正予算の質問をしたんですけれども、全て都市戦略局長が答えておられます。だから直接この局には関係ないということかもしれないんですけれども、でも関係ないことはないというところでお尋ねしたいんですけど、2月議会で修正動議が出たときに、その方針決定までのプロセスが明らかでないということで、議長と副議長名で市長宛てに文書が出されましたよね。そこで、再質問も含めて、1つは議事録がないということ、それからもう一つは、市長がそのプロセスの決定にどう関わったかということを質問したんですよね。時間切れということもあって、市長は直接答えずに、都市戦略局長が答えたんですけれども。議事録がないということについては、文化財保護の立場から、都市ブラ

ンド創造局もその議論には加わっていましたがよ。ですから、都市戦略局としての議事録はないということは答えてもらったけど、都市ブランド創造局として議事録がないのかということと、もう一つ、市長の関わりはどうだったのかということについて答えられますか。答えられたら答えていただきたいと思います。

○委員長（永井佑君） 文化企画課長。

○文化企画課長 1月の議論のところ、いわゆる一部移築を行うことについての議論がどうなっていたかというようなお尋ねかと思いますが、こちらにつきましては、関係者、市長をはじめ3副市長、我々都市ブランド創造局、また開発部局の者が一堂に会しまして議論を行っていたところでございます。先ほども申し上げましたように、まずは残せないか、そしてどうしても建設を進めるならば共存できないか、そうしたことも含めて議論をしていたところでございます。そうしたところで意思統一をしながら進めているということで、都市ブランド創造局でも議事録は作成しておりません。以上でございます。

○委員長（永井佑君） 藤沢委員。

○委員（藤沢加代君） これ以上議論しても納得のいく答弁は得られないと思いますので、次へ行きますが、先ほどの観光部門、A I Mにあったものに、要するに文化企画課の一部の役割が移ったということなんですか。それはない。

そしたら、私はつい最近知ったんですけれども、市の公園の事業とかがあるじゃないですか。例えば、近々ではムーブフェスタなど、そういう事業を市の公園でする場合に、今までは本庁に届けてやり取りをすればよかったけど、A I Mに行かないといけなくなって遠くなったと聞きました。そんなことがあって、じゃあ今までのことがどうなったのかという……。

○委員長（永井佑君） それもちょっと議題から外れているんですね。補正予算の中身から枝葉が分かれ過ぎなので、そこは注意してください。藤沢委員。

○委員（藤沢加代君） 分かりました。はい、いいですよ。後で聞きます。

○委員長（永井佑君） 後で聞いてください。藤沢委員。

○委員（藤沢加代君） じゃあ、もしかしたら次の質問も後になるかもしれないけど、言うだけ言いましょね。言うだけはいい……。

○委員長（永井佑君） 補正予算の内容に関して言ってください。後で聞けることは後にしてください。藤沢委員。

○委員（藤沢加代君） じゃあ関係ないね。

じゃあ私たちはどこで言えばいいの。本会議だけ。せっかく都市ブランド創造局と、文化とか……。

○委員長（永井佑君） いや、今のお話は、観光の話とかそういう話は補正予算の中身じゃないので後で聞いてくださいという趣旨です。藤沢委員。

○委員（藤沢加代君） じゃあ言うチャンスがないんだ。はい、分かりました。やめます。以上

です。

○委員長（永井佑君） ほかに。大久保委員。

○委員（大久保無我君） 門司港地域複合公共施設整備について、市民会館及び図書館の整備に係る補正予算についての範囲内で質問させていただきます。

もともとこの予算の話をしていく前提として、さきの2月議会において一般会計補正予算というところで修正がかけられました。その内容は、議会への説明責任をしっかりと果たして、しっかりと調査してくださいということだったんですよ。その後に、議長、副議長からも申入れが出されて、一部移築に至った経緯についての説明を求めているわけなんですけども、これはまだ確定稿ではないんですが、この間の常任委員会の議事録を読ませていただいていたんですけども、私が見落としている部分があるのかもしれないんですけど、一部移築に関わる話についての経緯の説明みたいなものは語られていないんですよ。

ただ、今日もその経緯について少し言われて、特に議事録があるわけでもないという話もありましたが、じゃあ受け止めとしては、建設を進める上で遺構と建物が共存できないかという話を関係者でしたということで、門司区民の安全を考えて、やっぱり早く建てないといけないよねという思いがあるということと、公共施設マネジメントというところで統廃合を進めていこうということを考えて、総合的に判断したというところで、要はそれ以上の詳しい話というのは、議事録がないから、もうありませんと、これがいわゆる今回のこの複合公共施設を建てるに至る最終的な結論ですよ、説明ですよということで一応認識していいんですかね。それ以上に何か説明するようなことがあるのかなのか。

○委員長（永井佑君） 都市ブランド創造局総務課長。

○都市ブランド創造局総務課長 遺構の一部移築決定のプロセスということなんですけども、本会議でも都市戦略局長をはじめとして答弁させていただいておりますので、基本的には全体のプロセスというのはそういう形で進めてきたということで、本会議等で説明をさせていただいているというふうに認識しております。以上でございます。

○委員長（永井佑君） 大久保委員。

○委員（大久保無我君） ありがとうございます。

今、市民説明に関しては中途段階にあるじゃないですか。そこが終わっていない状況で今回の予算が出されているということなんですけども、本来だったら市民説明をしっかりと終えてから予算を出していくべきなんじゃないかと思うんですけども、その理由について教えてください。

○委員長（永井佑君） 文化企画課長。

○文化企画課長 市民説明は順次行っておりますけども、施設の建設、それから遺構が出てきたことも併せて説明をさせていただいているところでございます。スケジュールについてですけども、速やかに建設を進めるようにというような御提案も示されておりましたので、我々

としてはスムーズに進むようにこのタイミングで出させていただいているというところがございます。以上でございます。

○委員長（永井佑君） 大久保委員。

○委員（大久保無我君） 分かりました。

さきに出させていただいた意見としては、事業を進めるに当たってはやっぱり市民や議会への説明責任をしっかり果たした上でということをおっしゃっていますので、完全に説明責任を果たしていない状態での事業の進展というのはどうなのかということをお聞きさせていただいて、終わります。

○委員長（永井佑君） ほかに。森委員。

○委員（森結実子君） 数点お尋ねいたします。

まず、先ほど藤沢委員から御発言がありましたが、私はこの発掘調査費用の出し方はおかしいと思っています。今、建設建築委員会のほうに発掘調査の予算が出ているんですが、建設建築委員会で幾ら質問をしても、テクニカルな話は文化企画課がないので答えようがないと思うんですね。教育文化委員会には、文化企画課があるので一応質問をして、お答えもいただいておりますけれども、これが審議と言えるものなのか。説明程度で終わってしまうと思うんですね。

私たちは民主主義である二元代表制の下で行政を動かしていると思うんですけれども、私はその二元代表制に対する冒とくであると思っています。これは独裁政治につながっていくと思うので、予算を出すときは慎重に出していただきたいということを要望させていただきます。

次に、私たちが出した動議の中の説明責任についてであります。

門司区民の皆様にはセンターとか自治総連合会とかでやっていますが、私もこの間の市民説明を聞きに行きましたが、もちろん価値づけをしていないので、きちんとした見解が出せないという話なのかもしれませんが、この遺構がどんなもので、どれだけ希少性がある貴重なものかという話は一言もなく、こんな建物が建ちますという説明がほぼ9割だったんですね。会場は大騒ぎになっていました。区民か市民かは分かりませんが、こんなことで進めるのかとか、もっと説明会をやらないのかって。やはり行政の説明責任が足りないから、皆さんも焦って大きな声を出されたんだと私は思っています。

私たちが求めていたのは、区民だけじゃないんですね。行政の皆様がどう考えているのかは分かりませんが、私は、この遺構は、日本でも類を見ない、築港と鉄道遺構が同時に造られた唯一無二の産業遺産の一ページであるという見解を有識者からいただいています。日本でも唯一無二なんです。ドイツ人技師を呼んできているけどイギリス式で造っている、また、築港に関してはオランダ人技師を2人も連れてきて設計をさせているなど、世界的にもとても珍しいものなんですね。その重要性とかを一切市民に知らせることなく、とにかく建設をしてしまうというのは、私は行政として不誠実だと思っています。ホームページに掲載する、市政だよ

りに掲載する、パブリックコメントを行う。

おとといですかね、文化企画課と事業推進課の方がハートフル北九州に説明に来てくださいます。まして、事業推進課の一瀬課長が、しょうがなくやっているぐらいのことを言っていましたけれども、しょうがなくやっているわけではありません。これは皆さんの宝なので、どうせ壊してしまうのであれば、きちんと皆さんにお知らせをして、そのものがあるときに、日本の、北九州市の産業の一ページをきちんと皆さんに見ていただくということは、今この遺構に出会った私たちの責任なんです。40年、50年しかもたないものを一生懸命建てようとしています、100年以上あそこで眠っていた門司の歴史なんですね。

先ほど、発掘調査の時期を明治の初代門司駅ができた範囲に決めていると言っていましたけれども、中世とか、それより前の縄文とか、もちろんそういうところを掘るのは当たり前なんですけれども、さっき課長が、近現代は地域において重要なものしか掘らないという指針があるというお話をされていたんですけど、実はあそこの遺構から、中世から鎌倉にかけての瓦が出ています。あそこの地域でそういう瓦が出るということは、高級武士の館があったか役所があったかお寺があったかということなんですね。代々続く地元の方にも聞きましたけれども、あそこにお寺があった記述はないということでした。そうすると、武士の館とか役所、関所が出てくる可能性があるんですね。そういう瓦が出てきたら、当たり前全部を発掘しなきゃいけないんですよ。それは先ほど課長がおっしゃっていたとおりなんですね。

ですので、今ここでやっていることは遵法精神に全然基づいていないんですよ。市民説明会のときに副市長が、法に基づいてという言葉は何回か使いましたが、これは今、法に全く基づいていないんです。法にきちんと基づいた調査をするべきだと思いますが、見解を伺います。

○委員長（永井佑君） 文化企画課長。

○文化企画課長 それでは、森委員の質問についてお答えいたします。

まず、説明責任のお話でございます。

こちらにつきまして、5月29日に、公共事業の建設を行うことや、その中で遺構が出てきたというようなことについての市民説明会を門司区で開いたところでございます。こちらについては門司区民に限ったものではなく、全市民を対象にしたものでございます。

また、遺構の重要性、希少性についても説明すべきだというような御意見がございましたけれども、こちらにつきましても我々は重要だと思っております。昨年秋の発掘調査の際には、現地での説明会を、午前、午後の2回開催しております。また、春先からは、埋蔵文化財センターで、今までの発掘調査の中で出てきたものの速報展示等も行っています。決してそこを適当にしているとかそういったものではございません。

それから、中世、古代の出土品についての御質問でございます。

こちらにつきましては、明治時代の遺構のもっと下に眠るものになりますので、例えば海底にあったような土砂の中から発見されたものということを確認しておりますけれども、これは昨

年度発掘調査をしたときに見つかったものでございますけども、今回の記録調査についても、明治時代の遺構の下に何があるかというのはきっちり検証していきたいと考えております。以上でございます。

○委員長（永井佑君） 森委員。

○委員（森結実子君） その発掘調査なんですけど、かなり限定的で、私たちが2月に動議を出したときは、あの大通りに面した、今、駐車場として使っている、銀行の隣の土地は、試掘はしたけれども遺構は出ていないという報告を受けて、私もそれを信じておりました。その試掘結果のデータをいただいて有識者に検証してもらったら、遺構は出ているという話でした。これについての見解を伺います。

○委員長（永井佑君） 文化企画課長。

○文化企画課長 先ほどの藤沢委員からの御質問ともかぶりますけども、どういったものを埋蔵文化財行政上の遺構とみなすか、こちらの違いかと考えております。専門家の方々は、いわゆる考古学上は、人類の活動の痕跡は全て遺構であるというようなことで、例えば埋立地の土層についても遺構であるからしっかり調べるべきというような御発言、御意見をいただいているものかと思っておりますけども、我々としては、そこは際限なく拡大するものではないと考えておりますので、そうした法に基づき、文化庁の通知に定める行政目的の発掘調査の対象となる遺構、こうしたものを対象として考えているということでございます。以上でございます。

○委員長（永井佑君） 森委員。

○委員（森結実子君） 今回、私もちょっと珍しいなと思ったんですけど、トレンチで1個遺構が見つければ、そこは全部発掘調査をしないといけないんですけど、トレンチの半分は発掘するけど半分は発掘しないみたいな、半分で割っているところとかがあって、非常に珍しいケースだなと思ってはいたんですけども、では今までトレンチを入れたところから出てきた遺構については遺構ではないとお考えですか。

○委員長（永井佑君） 文化企画課長。

○文化企画課長 行政上の調査をすべき遺構ではないと考えております。以上でございます。

○委員長（永井佑君） 森委員。

○委員（森結実子君） 今の行政上の調査をすべき遺構ではないという話なんですけども、日本学術会議がありますよね。いろんな学者がいろんな提言をするところなんですけれども、ごめんなさい、きちんとした年度は覚えていないんですけど、2020何年度かの発掘調査とか考古学における提言の中で、学術調査も開発に伴う緊急調査も違いは何もないという一文が書いてあるんですね。行政上の調査をすべき遺構と認めないという、今の日本の共通ルールと全然違うことをおっしゃっているんですけど、大丈夫ですか。

○委員長（永井佑君） 文化企画課長。

○文化企画課長 我々は、法とか文化庁の通知に基づき適切にやっていると認識しております。

以上でございます。

○委員長（永井佑君） 森委員。

○委員（森結実子君） 文化庁のことは分からないんですけども、この間、村上さとし議員が県の文化財担当のところに行って聴取をしてきました。10月ぐらいにはもう既に、有識者を早く入れたほうがいいと進言をしていますし、11月には、残すところを早く決めたほうがいい、有識者を早く入れたほうがいいということで、10月、11月にちゃんと2回も進言をしているんです。まるで、今市がやっている発掘調査を県は認めているみたいな答弁をずっと受けていたんですけど、全く違うんですけど、その辺はどうお考えでいらっしゃいますか。

○委員長（永井佑君） 文化企画課長。

○文化企画課長 昨年の10月、11月にそういった助言をいただいたことは確かでございます。それを踏まえまして、我々は文化財保護審議会の一部の委員の方、専門の方に御意見をいただいたところでございまして、そうした御意見を踏まえながら開発側とも協議をしていったところでございます。また、例えば追加発掘調査の範囲等につきましても、県にも現地に一緒に来ていただいて現場を見ていただきながら協議を行った上で、市の考え方を示しています。確かに市が決めたものではございますけども、そうしたところは必要な協議をしております。

本来県と協議をする必要がないような部分、例えば試掘調査の結果の報告がなかったとか、そういったところを捉まえて、市に不備があるような主張がなされている部分があるのではないかと我々は考えております。以上でございます。

○委員長（永井佑君） 森委員。

○委員（森結実子君） 県との協議の議事録の提出をお願いしたいと思いますが、いかがですか。

○委員長（永井佑君） 文化企画課長。

○文化企画課長 現地で協議したものの協議録等は特段作っておりません。以上でございます。

○委員長（永井佑君） 森委員。

○委員（森結実子君） 今回の発掘調査ですが、普通に考えたらあり得ないようなことが次々と起きています。正直言って、私は今不信感しかありません。

全てにおいて、ああでもない、こうでもないと言うんですが、議事録がないんですね。私は、議事録がないものは正式な発言として認められないと思っているんですよ。これが近所のお宅で出てきた小さなものとかというなら分かりますけど、これは本当に大切なものなんですね。世界的にも大切なものなんです。アメリカのT I C C I Hという近代遺産を保存する会からも、北九州市に対して、保存すべきだと、大事にするべきだという申入れが来ています。いろんな人の話を聞いて全部無視して、それでも着工するんだということが私には全然分からないんですね。それは聞いたことになるんですか。全部無視しても、聞きましたって、それだけでいいんですか。本当にそれで進めて大丈夫ですか。

今だけじゃないんですよ。私たちは今、出会ってしまったわけですから、50年後、100年後の

未来に対しても責任を持たないといけないんですね。私たちがきちんとした記録を取っていれば、100年後に新たな検証方法が見つければ、新たな事実を発見することができるんですよ。今がそういう物すごく大切な局面であるにもかかわらず、ここしか掘らなくていいよねとか、申し訳ないですが、有識者の話も一切入れていないですし、別に学芸員を責めているわけじゃないんですよ。でも、職員の学芸員と有識者だったら、有識者のほうがきちんと研究をしているわけですよ。その人たちの話も入れないで、国指定級の史跡であると言われていたものをばんばん壊しますという話にはならないと思うんですね。

建てるなどは言っていないです。でも、きちんとした記録を取ってほしいんですよ。それが今なされていないので、動議を出した私としても、動議を出した内容が遂行されていないと感じているので、長々と質問しておりますが、それについて御意見はありますか。

○委員長（永井佑君） 文化企画課長。

○文化企画課長 我々も今、しっかりと記録を残そうと思ってやっております。確かに、発掘調査の範囲は決めてやっております。ただ、先ほどもお話ししたように、今回の記録調査、発掘調査の範囲の周りにおいても表土を剥いでおいて、何かあったときはそこから追跡できるように準備もしております。また、仮にそれ以外のところで何かが出てきた場合も、我々もしっかりと立会いを行って記録を残していくこととしておりますので、そこはしっかりと記録調査をやっていきたいと思っております。何か出た場合については、今の範囲にかかわらずしっかりとやっていくつもりでおります。以上でございます。

○委員長（永井佑君） 森委員。

○委員（森結実子君） 御答弁だけを聞くと、本当に素晴らしいことをしているように聞こえますが、去年のトレンチ、試掘で遺構が出ているところも行政上の調査をすべき遺構ではないと言っていますが、大変重要な遺構が出ています。門司港がどのようにできたかということが分かる遺構が出ています。なぜあそこで門司港を開港したかとか、そういう歴史が分かるんですね。その土の様子によって、急いで造ったのか念入りに造ったのか、そんなことさえも分かるわけですよ。その遺構さえも行政上の調査をすべき遺構ではないということで、申し訳ないんですけども、今本当に文化財保護法に抵触するような答弁をなさっているのですから、本当に大丈夫なのかなって、本当に有識者を入れてほしいんですけども、今後、有識者を入れるつもりはないんですか。

○委員長（永井佑君） 文化企画課長。

○文化企画課長 有識者の方々からは、意見書等でもいろいろと意見をいただいております。我々はそうしたものも勘案しながら対応しているところですので、埋蔵文化財行政をやる中では、我々の知見を持った学芸員の話も、そうした知識も生かしながら、そうしたところに対応することを考えております。以上でございます。

○委員長（永井佑君） 森委員。

○委員（森結実子君） 勘案すると言われると、まるで聞いているように聞こえますが、今は100%無視しています。これは本当にあり得ない話で、私は全面保存は無理だと思っておりましょけれども、11団体が最低でも全面保存というような話もして、もう全面調査が必要なんですよ。2月の時点で遺構がないと言われていたの、私もそれを信じていましたが、それは執行部の言い方が間違っていて、そこには遺構があったわけですから、そこも発掘調査をしないとけないんですよ。それは執行部のミスだと思っています。それを隠したまま、ここだけでいいんですっていう話にはならないと思っています。これについてどう思われますか。

○委員長（永井佑君） 文化企画課長。

○文化企画課長 開発に伴って行く記録調査というところがございますので、何か隠しているということは全くございません。以上でございます。

○委員長（永井佑君） 森委員。

○委員（森結実子君） 何度も言いますが、開発に伴う記録調査と発掘調査とは何ら変わりありませんって、日本学術会議の提言書に書いてあります。学芸員が悪いとは言いたくないですけども、申し訳ないですけども、あまりに違うことをおっしゃるので、ちゃんと勉強してください。そんな言い方しちゃいけないし、失礼なのは分かっておりますけど、あまりに違うんですよ。

私は有識者の方にいろいろと話を聞いています。考古学の先生だけじゃなくて、この間は九州国際大学の元学長である清水先生に近代産業についてお話を聞きました。あの遺構は潰してはいけないほど重要なものであるとおっしゃっていました。みんなが最低限一部移築、最低限全面調査が必要だと言っています。専門家、有識者がみんな言っています。有識者がみんな言っているのに、学芸員1人の意見だけを尊重して進めることは、私は大変危険だと思っています。

うちのどの事業でも、有識者を入れて審議会をつくるじゃないですか。部活動の地域移行とかでも有識者を入れてありますよ。市政変革推進室だって、わざわざ慶應大学から連れてきますよ。それなのに、なぜここで有識者を一人も入れないんですか。

○委員長（永井佑君） 文化企画課長。

○文化企画課長 今、学芸員の資質のようなお話もございましたけども、文化企画課では、知見を有する学芸員を置きまして、組織として対応させていただいております。私は、一職員の考え方ですか学芸員個人の資質をこういった議会の場で議論するものではないと思っていますし、県とも相談しながら事業を進めているところがございますので、今有識者を入れるというようなことは特段考えておりません。

また、我々は一部移築につきましても協議をいたしましたけども、残念ながら2月議会でお認めいただけなかったというところがございます。以上でございます。

○委員長（永井佑君） 森委員。

○委員（森結実子君） 動議の行間をきちんと読んでいただければ分かるんですが、私たちがあの動議を出さなければ、もうあの遺構は壊されています。一部移築という名の下に破壊をしようとしていたので、私たちは延命措置としてあの動議を出しました。首をかしげられていらっしゃいますけど、学芸員の方がそう思われなかったのは残念ですね。考古学を学ぶ者、実行している者として、そこで首をかしげるということを大変遺憾に思っております。

それで、もう一つ、うちの会派の議員から質問が出ておりました3D調査というのはどういうものか、そして、それは調査費に入っているのかどうか、教えてください。

○委員長（永井佑君） 文化企画課長。

○文化企画課長 レーザーで測量をして記録に残すというものでして、それは今回の調査費の中に含まれております。以上でございます。

○委員長（永井佑君） 森委員。

○委員（森結実子君） 発掘調査については不満しかありません。時間制限はないといっても、ここで何時間もやっていたらほかの委員の皆さんに御迷惑がかかるので。

もう一点、建設の費用が教育文化委員会にも床面積案分で付託されていますが、この実施設計図面を取り寄せたところ、ほぼ黒塗りの図面が出てきました。これは、建設担当の方がいないのでお答えのしようがないと思いますけれども、どれぐらいの面積で、どれぐらいの価格で、それが県の価格では幾らで、標準が幾らでというところが全部黒塗りになっています。何の検討もできないものが出てきています。1万枚も全部黒塗りで出てきていました。議会はチェック機能の場所であります。こんないいかげんなことをして、その人たちを欺くようなまねをして、これを通そうとすることが私は信じられないと思っておりますが、それについて誰かお答えできる方はいらっしゃいますか。

○委員長（永井佑君） 都市ブランド創造局総務課長。

○都市ブランド創造局総務課長 開示請求の中身が黒塗りだったということですが、所管局は一部非開示の理由等もつけていると思いますので、そういった理由をもってそのところは非開示という判断をさせていただいたものと承知しております。以上でございます。

○委員長（永井佑君） 森委員。

○委員（森結実子君） 非開示の理由が、安全とか安心を考えてということで、これが首相官邸であれば、もちろん安全上の理由があるのでそんな図面を出しちゃ駄目ですよ。でも、これは公共施設なんですよ。みんなのお金で、みんなで使うものなんですね。それが公開できないということ自体がおかしいと思いますが、それでもあの理由が正当だと思われませんか。

○委員長（永井佑君） 都市ブランド創造局総務課長。

○都市ブランド創造局総務課長 申し訳ございません。所管局ではございませんので、そこまでの判断はできませんけど、そういった理由で一部開示をさせていただいているということでございます。以上でございます。

○委員長（永井佑君） 森委員。

○委員（森結実子君） こういう公共施設に、私はもちろんあったことがないので分からないんですけども、こんなふうに審議ができないような状態で予算を上げること自体が私は間違っていると思います。ここの局だけに言ってもしょうがないんですけども、きちんとそれに答えられる執行部が出ていないところで委員会を開いても何の意味もないと思っています。今私が一生懸命遺構の話をして審議にはなりませんからね。本当にこういうのは間違っていると思っています。ばかにするにもほどがあると思っています。以上です。

○委員長（永井佑君） ほかにありますか。中島委員。

○委員（中島隆治君） 私からは、国際スポーツ大会等開催事業について伺います。

せっかくいい話ですので取り上げさせていただきたいと思いますが、今回、体操、またツール・ド・九州も2年連続ということでしたし、パルクールも卓球大会も含めて、6月議会でもいろんな議員がこのスポーツ大会について触れておりました。この国際スポーツに関して、北九州市の認知度が非常に上がっている証拠だと、大変うれしく思っております。

今回パルクール世界選手権が行われるということですが、昨年もブレイキンワールドシリーズが開催されまして、北九州市におけるアーバンスポーツの人気の高まりというのを非常に感じております。1つ御質問なんですけど、せっかくパルクール世界選手権がここで行われますので、例えばBMXとかだと、今、市内に全国1位の児童もおりますが、そういう認知度を高めるための場がなかなかないということで、いろいろと苦慮されております。せっかくこういう機会があるので、例えば前座という言い方が正しいかどうかは分かりませんが、そういうBMXを体験する場所をつくっていただいたりとか、ブレイキンだったりとか、アーバンスポーツ全体の機運を高める上でのイベントとかというのは検討の余地があるのか、伺いたいと思います。

○委員長（永井佑君） スポーツイベント担当課長。

○スポーツイベント担当課長 今、中島委員から御質問がありましたアーバンスポーツ全体のものなんですけど、まずは11月にパルクール世界選手権の開催が決まりましたので、このパルクール世界選手権が成功するような形で至急取り組んでいるところです。委員からお話のあったアーバンスポーツ全体、BMXに限らずスケボーとかそういった類いも周辺イベントで何かできないかというところは、主催者と協議をして、北九州市の要望もできる限り聞いていただけるような形で進めたいと考えております。以上です。

○委員長（永井佑君） 中島委員。

○委員（中島隆治君） ありがとうございます。

市長の答弁だったと思いますけども、若い人たちも交えながらという趣旨の答弁があったと思いますので、そういうBMXだったりスケボーだったり、またブレイキンだったり、アーバンスポーツ全体の機運の醸成を図る上で、ぜひパルクール世界選手権を生かしていただいて、

北九州市でBMXをやってみたいとか、そういった子供たちに、そういうふうな場所を提供していただけますと、また次の大きなステップにつながるのではないかなと思いますので、ぜひその点も検討していただきたいと思います。私からは以上です。

○委員長（永井佑君） ほかに。有田委員。

○委員（有田絵里君） 日本維新の会の有田です。

私も1点、今、中島委員がおっしゃったスポーツに関する内容を伺いたいんですけども、今回事業費として5つを考えられていて、1億5,000万円を計上していると思うんですけども、今までそういうスポーツ大会を誘致する中で、事業費をかけて、たくさんの方々がお越しになって地域が盛り上がったから、こういったのをどんどんやってみようということで、今、体操、自転車、卓球、パルクールとたくさん誘致いただいていると思うんですけども、その効果というか、そういった過去の検証と、今回この4つの大会を誘致するに至った理由などを教えていただければと思います。

○委員長（永井佑君） スポーツイベント担当課長。

○スポーツイベント担当課長 今、有田委員から効果についてお尋ねがございました。

誘致の経緯に関しましては、これまでの市長の答弁等でもありましたように、大会に対する北九州市のサポート体制、また北九州市で大会をやりたいと言っただけの主催者が多いというところがあって、そういった中で北九州市にお声かけをしていただいているし、北九州市が立候補したときに先方も前向きに受けていただいているというところもあります。

大会の効果ですが、2021年に世界体操・新体操選手権北九州大会を開催いたしました。これには北九州市も6億円の負担金を拠出しているんですが、その経済波及効果としましては約40億円、それ以外にも、約446億円というパブリシティ効果、広告換算の効果がもたらされているのかなと考えております。以上です。

○委員長（永井佑君） 有田委員。

○委員（有田絵里君） ありがとうございます。

今回、体操に関しましては、有名な選手たちにもたくさん来ていただいて、すごく盛り上がる関連イベントもたくさんされたと思うんですけども、今あったパルクールって割とマイナーで、これから盛り上がっていくようなものに対してどのような効果を期待しているのかとか、本当に事業費をかけて今言ったような経済効果が得られるという考えなのかとかを伺いたいです。

○委員長（永井佑君） スポーツイベント担当課長。

○スポーツイベント担当課長 委員がおっしゃるとおり、パルクール自体はまだマイナーな競技です。2017年に国際体操連盟が体操の傘下に収めて、競技人口自体も、フランス、アメリカ等では10万人を超えていると言われておりますが、まだ日本国内では、トップ選手と言われる日本体操協会の登録選手が150名程度、愛好者は1万5,000人程度と言われており、こ

れから人気が高まってくる競技です。次回のパリオリンピックでは正式種目にはなりませんでしたが、ロサンゼルスオリンピックでは正式種目になるのではないかと、未来に展望が見えている競技でありまして、あと、若者を応援するという北九州市の方向性にも沿っているということで、今回、立候補させていただいたところです。

議会で市長が答弁した、若者を応援するというところで、今回、北九州市としては、組織委員会の中にも若者等を入れて、この大会を通じて若者がチャレンジするような取組もやっていきたいと考えております。以上です。

○委員長（永井佑君） 有田委員。

○委員（有田絵里君） ありがとうございます。個人的にはパルクールがすごく好きなんです。小倉北区に1か所そういうところもあるので、子供に習わせたいと思うぐらいで、すごく楽しみにしています。

ただ、若者を応援するっていうところもそうなんですけれども、競技人口もまだすごく少ないし、どれぐらいの人たちが来るかも分からない、どれぐらいの注目があるかも分からない中で、事業費をかけた分だけきちんと経済効果が見込めるのかという部分に関して、不安な部分もあるのかなとちょっと思ったので、これに関して、きちんと見込みがあるからやるんだっていうのが分かれば私も理解できるんですけれども、未来に向けての投資だって言われたらそうなのかもしれないんですけれども、そこはきちんと見越しておかないといけないのかなと思うんです。なので、大会をするだけではなくて、パルクールに関して、例えば北九州市内でそういったパルクール人口を増やすところまでいけたらすごく面白いなんですけれども、何かそれに関連するようなことを誘致できるように、パルクール関連でできることは事前にいろいろとやっておかないと、北九州市内でもなかなか盛り上がっていかないし、そもそもパルクールを知らない人もまだ多い中で、どう周知していくのかなということはちょっと疑問に思うんです。どう思われますか。

○委員長（永井佑君） スポーツイベント担当課長。

○スポーツイベント担当課長 御指摘のように、パルクール自体を知らないという方がたくさんいるのも事実です。これまで国際スポーツ大会を開催するときは、知られている競技が多かったので、こういう大会がありますよというバナーを掲げたり、今バレーボールでやっているような階段広告といった装飾等と、あとホームページとかSNSを活用して、大会自体の周知に取り組んできました。今回のパルクールに関しましては、それ以外に、パルクールそのものを周知する、パルクールを知ってもらう、体験してもらうという取組が非常に重要と考えておりますので、それにつきましては、今後、組織委員会を含めて主催者と協議して、なるべくそういったものが地元でできるような取組を検討してまいりたいと考えております。以上です。

○委員長（永井佑君） 有田委員。

○委員（有田絵里君） ありがとうございます。

今までやってこられた自転車、卓球、バレーボールなどは、既に一般的に知られているから、そういった周知もそんなに難しくなかったのかなと思うんですけども、おっしゃるとおり、パルクールは知る人ぞ知るみたいな、それこそ漫画やアニメとかでパルクールを取り上げたものもありますので、例えばそういったキャッチーなものとか、今言った漫画やアニメとかをうまく使うとか、周知方法をかなり具体的にというか、きちんとリーチを決めてやっていかないと、これがこけるのはもったいないなと思うんですよね。せっかくだしい大会だし、さっきも言ったとおり、私も楽しみにしているので、市内みんなで盛り上がり、みんなで行こうよ、パルクール大会が楽しみだねって言えるような大会にしてほしいと思うんですよね。どういう人たちにリーチしてやりたいのかもそうですし、今からこうやって若い人たちが盛り上がり、こういったものをやっていくんだということをいろんな人たちに知ってもらえるように、今までとちょっと違うようなやり方を検討しないといけないのかなと思います。

これこそここでやるのではなくて、横串を入れて、教育委員会とかほかのところにもお願いしながらやらないといけないのかなと思いますので、今までと違う周知方法について、こういうふうにやっていきたいと思いますというのが分かれば、またいろいろと教えていただきたいなと思いますので、そこは要望として上げさせていただきます。以上です。

○委員長（永井佑君） ほかに。宮崎委員。

○委員（宮崎吉輝君） 私からもスポーツの件です。4つのイベントがあるということで、今回予算案が上がっております。そして、今まさにバレーボールがあっています。私も何度か行かせていただいて、遅くまで現地で頑張っておられる職員の方々には本当に敬意を表したいと思いますし、男子の試合を見に行くと、こんなに来ているのかとびっくりしました。しかも海外からも来ているし、並んでいるし、私がバレーボールにそこまで詳しくないということもあつたんですけど、あの熱狂にはちょっとびっくりしました。やはりそれぞれの競技にそれぞれのファンがいて、その方々には刺さっているというのは事実だと実感しました。

今回は、いろいろなスポーツがあります。やはりそれぞれの競技にはファンがいますが、この北九州市で開催されていて、北九州市のお金を出す以上は、市民にもぜひ体感してほしいと思います。例えば今回のバレーボールであれば、福岡大会なんですよ。ここを北九州にできなかったのかなとすごく残念に思っています。小倉の方は実感することもあるかと思いますが、北九州市の人間からすると、福岡市であっているのかなぐらいの感じになるので、これまでも努力はしていると思うんですけども、今後開催される大会のネーミングについては、やはり我々が負担をする以上は北九州大会という形になるように、一層の努力をしていただきたいなと思っております。

特にバレーボールの応援に関しては、日本戦であっても本当にファンがフェアで、日本に偏らずに応援していて、今はこういう時代なのかなとすごく思ったんですけど、この日本の応援スタイル、福岡大会の応援スタイルを海外の選手が非常に賛辞しているというようなネットニ

ュースもあって、これは日本がいいということもあるけど、福岡大会がよかったということになって、選手がもう一回福岡でやろうよ、あそこはよかったよと言ってくれば誘致にすごくプラスになるので、これは非常にいい話だし、よかったと思っていますので、これから行われるいろいろな大会についても、引き続きネーミングにはこだわっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○委員長（永井佑君） スポーツイベント担当課長。

○スポーツイベント担当課長 ありがとうございます。まさに我々も、事あるごとに北九州大会とつけたいということを考えております。

今回のバレーボールネーションズリーグなんですが、もともと千葉県で決まっていた大会を福岡県のほうで開催できませんかという話があって、その会場が北九州市の西日本総合展示場だったということでございます。当初、北九州市としては負担金などを負担していないということで、そこまで言えなかったというのが実情でございます。

世界体操・新体操選手権のときは拋出しましたので、こちらの要望を聞いていただいて、北九州大会が入りました。パルクール世界選手権につきましても、今は仮称で第2回F I Gパルクール世界選手権となっておりますが、これに関しても北九州という言葉を盛り込んでいただけないかということ調整させていただいているところです。今後も引き続き、こういった北九州をPRできるような大会名、ネーミングに努めてまいりたいと思います。以上です。

○委員長（永井佑君） 宮崎委員。

○委員（宮崎吉輝君） ありがとうございます。

当然努力はされておられると分かっておりますけども、引き続きということと、あと、会場の外でも大きなモニターで見られます。そして、飲食ができるような形もあります。あそこPRがもっと欲しかったな。つまり、市民が小倉の町でちょっと一杯飲むのに、あそこでライブ観戦しながらというのも一つの夕方の過ごし方としてあるのかなと思います。もう今週いっぱい終わりますので、残された時間は少ないですけど、今後も、ああいったいい催しはぜひというふうに思います。バレーボールは予算に入っていないので、それ以外のスポーツ大会でも、会場だけにとどまらず町全体としてそういう雰囲気醸成すれば、そして世界から来る選手に北九州大会に好印象を持って帰っていただければ、今後の開催にも弾みがつくのかなと思います。

バレーボールの話は予算じゃないので言いづらいけども、1つ気がついた点として、やはりトイレなんですよね。現地でもちょっとお話ししました。特に日本戦の男子の試合はほぼ女性ファンで、男子トイレはがらがらなんですけど、女子トイレは女性ファンが長蛇の列で、男子トイレに行くのが申し訳ないと思うぐらいの状況でしたので、スポーツに限らずですけども、イベントのときにそういったところで不都合があれば、やっぱり観客からは、サービスが悪いなと思われがちなので、女性の声を代弁するのは違うかもしれませんが、やはりボリュー

ムというかそういったところで、トイレについては今後の課題ではないかなと思いますので、要望だけさせていただきたいと思います。

いずれにしても、私は、世界に通ずる大きな大会がこの北九州市で毎年のように開かれていることをうれしく思いますし、そのための尽力をして、いろいろと人脈や関係性をつくっている、そして、開かれた大会がそれなりの評価を受けているからこそまた次につながっていると思いますので、引き続き力を尽くしていただきたいということと、せっかくすごい大会がこの町であっている、それを市民に体感してもらいたいなということを要望したいと思います。終わります。

○委員長（永井佑君） 中村委員。

○委員（中村義雄君） 国際スポーツ大会等開催事業で、まず、①から⑤の5つが挙がっていますが、1億5,000万円の中のそれぞれの内訳を教えてください。

それと、基金の繰入れと書いていますが、具体的に何という基金なのかを教えてください。

○委員長（永井佑君） スポーツイベント担当課長。

○スポーツイベント担当課長 中村委員から御質問のございました内訳でございます。体操関連の事業に200万円、自転車、ツール・ド・九州2024に2,000万円、卓球のWTT男女ファイナルズに950万円、パルクールに1億800万円、その他、4つの大会を通じた町のにぎわいづくり、集客促進に1,050万円となっております。

基金の繰入れに関してですが、基金の名前は北九州市SDGs未来基金となっております。以上でございます。

○委員長（永井佑君） 中村委員。

○委員（中村義雄君） 確認ですけれど、基金に入れるというのは、積算はそれですするんだけど、基金に入ったら使い方が自由になって井勘定になるんじゃないかなというような心配があるんですが、そうじゃなくて、基金に入るけど、今言った額の枠の中でそれぞれを使うと。例えば普通、市の予算だったら、この事業に幾らってということで、その事業の中でやるじゃないですか。もちろん流用は別としてね。そういうものと同じような使い方をされるということではないですかね。

○委員長（永井佑君） スポーツイベント担当課長。

○スポーツイベント担当課長 今回、財源として北九州市SDGs未来基金を活用させていただいておまして、それぞれの予算は、市の財政上の縛りで、それぞれの予算で執行する形になります。以上でございます。

○委員長（永井佑君） 中村委員。

○委員（中村義雄君） 以上です。

○委員長（永井佑君） ほかに。大石委員。

○委員（大石仁人君） 要望と意見なんですけども、まず門司港地域複合公共施設に関して、直

接区民や市民に関係があるものなので、とにかくどういった施設になるかというところが重要だと思います。なので、図書館がどうなるかとか市民会館がどうなるかとかが非常に重要だなと思っています。

他都市でも複合公共施設のいい例がたくさんあって、例えば近くだったら那珂川市のミリカローデン那珂川は、中が全面改修されて、非常にすてきな市民の憩いの場になっています。そういったところもありますので、ぜひとも市民がよかったなと思ってもらえるようにこれから詰めていただければなと思っています。

先ほどから出ています国際スポーツに関して、これは報告というか、先週、私が高校生や大学生と20人ぐらいで話していて、バレーボールとかパルクールとか、何で北九州市なんだ、何で福岡じゃないんだって、本当に言っていました。そういう認識なんだと思って。北九州市ってすごくないですかという声が出て、その20人ぐらいはみんなそれに同意していて、国際大会誘致によってこういった若い世代のシビックプライドが高まっているなど感じましたので、報告しておきます。以上です。

○委員長（永井佑君） ほかにないですか。いいですか。ここで副委員長と交代します。

（委員長と副委員長が交代）

○副委員長（森結実子君） 永井委員。

○委員（永井佑君） よろしくお願ひします。

門司港の関連で、国から建設について交付金が出るとは思いますけど、図書館と市民会館は出るんですかね。

○副委員長（森結実子君） 都市ブランド創造局総務課長。

○都市ブランド創造局総務課長 全体の建物に対して、国の都市計画費補助金の約2分の1補助が当たると聞いています。全体の整備費用について当たりますので、市民会館とか図書館分にも当たるといふふうに認識しております。以上でございます。

○副委員長（森結実子君） 永井委員。

○委員（永井佑君） では、この122.5億円のうち、その交付金は何億円を占めると想定されているんですか。

○副委員長（森結実子君） 都市ブランド創造局総務課長。

○都市ブランド創造局総務課長 すみません、今、全体で幾らというのは手元にございませぬけども、今回の我々の予算で申しますと、例えば一般会計予算の門司市民会館分については1億2,790万円を今年分で上げさせていただいていますけど、この分ですと、国庫補助が5,780万円入ると見込んでいますので、当たるところ、当たらないところ、細部にはいろいろあるかと思ひますけども、そのおおむね2分の1の補助金を活用しながら事業を進められるというふうに認識しております。以上でございます。

○副委員長（森結実子君） 教育委員会総務課長。

○**教育委員会総務課長** 教育委員会の図書館分におきましても、各年度、特定財源で補助金というものが当たっておりますので、その事業の進捗により額は上下しますが、2分の1ということで当たっております。以上でございます。

○**副委員長（森結実子君）** 都市ブランド創造局総務課長。

○**都市ブランド創造局総務課長** 全体の工事費につきましては、今、令和7年度、令和8年度、令和9年度の3か年で28億円の債務負担行為を設定させていただいておりますけれども、今のところのおおむねの試算ですと、そのうちの約8億8,000万円が国の補助金、それからあとは地方債を15億7,000万円充てるといような計画というふうに承知しております。以上でございます。

○**副委員長（森結実子君）** 教育委員会総務課長。

○**教育委員会総務課長** 今回の補正予算分に関しては、図書館分は国庫補助金として4,169万6,000円、地方債として4,400万円程度のものが当たっております。

○**副委員長（森結実子君）** 永井委員。

○**委員（永井佑君）** 合わせて9億円ちょっとが国から出るお金ということで間違いはないですかね。

○**副委員長（森結実子君）** 都市ブランド創造局総務課長。

○**都市ブランド創造局総務課長** 今、現年度分とか3年度分とかいろいろと言って、紛らわしくて申し訳なかったんですが、令和7年度、令和8年度、令和9年度で債務負担を設定している実際の工事費で申しますと、今の計画ですと、市民会館が先ほどの8億8,000万円ぐらい、それから図書館が7億4,000万円程度入るといふふうに承知していますので、その部分では合わせて16億円程度でございますが、建物全体としては、それ以外に生涯学習センターとかを含めて20億円強の補助金を見込んでいると承知しております。母数が123億円の3か年の債務負担に対して、今、20億円強の国からの補助金を見込んでいるということになっております。以上でございます。

○**副委員長（森結実子君）** 永井委員。

○**委員（永井佑君）** 詳細はまた……。

○**副委員長（森結実子君）** 都市ブランド創造局総務課長。

○**都市ブランド創造局総務課長** すいません、それにプラス80億円ほどの地方債も入るといふふうに我々は伺っているんですが、全体については、今頂いている資料が違ったりすることもあるかもしれませんので、今のところ市民会館については8億8,000万円ぐらい、図書館については7億4,000万円程度を見込んでいるということでございます。以上でございます。

○**副委員長（森結実子君）** 永井委員。

○**委員（永井佑君）** 大体16億円というのは分かりました。また正式に決まれば公表はしていただきたいと思えます。

今回は教育委員会と都市ブランド創造局で予算が出ていますが、そもそもこの複合公共施設

というものは誰のものになるんですかね。誰のためのものなんですかね。

○副委員長（森結実子君） 都市ブランド創造局総務課長。

○都市ブランド創造局総務課長 今回の複合公共施設は、我々の市民会館、図書館、それから生涯学習センター、区役所等が入りますけども、それぞれの施設で行政目的が違いますので、それぞれの施設の行政目的に合った方々を対象として考えているということです。我々の門司市民会館でいいますと、主に門司区民の方を中心とした市民の方に使っていただく市民会館として整備をするということで考えております。以上でございます。

○副委員長（森結実子君） 永井委員。

○委員（永井佑君） 市民のためのもの、区民のためのものですね。それは共通することだと思います。それなのに、森委員からもありましたけど、説明会を5月29日の1回しかやっていないんですよ。そこに130人の来場者があって、今の計画について数多くの疑問が出されていますよね。私はこの状態で説明責任を果たしているとは思わないです。

課長は先ほど、市民会館や図書館は、市民のもの、利用者のも、門司区民のものと言われましたから、説明会を全市でやる、最悪でも門司区で複数回やるということは必要です。この点について今後の方針をどう考えられているのか、答弁をお願いします。

○副委員長（森結実子君） 都市ブランド創造局総務課長。

○都市ブランド創造局総務課長 今の説明会についてですけども、今回、建物全体の整備担当ということで、都市戦略局が中心となって行っていますので、その御意見を都市戦略局に伝えてまいりたいと思います。

我々も、例えば市民会館とかそれぞれの施設については、今まで御利用いただいている関係団体等にはしっかり説明をしてきているところですので、そういったものも併せて、しっかり施設整備の目的とか内容については説明をしてまいりたいと考えております。以上です。

○副委員長（森結実子君） 永井委員。

○委員（永井佑君） この問題で問われているのは行政の在り方だと思うんですね。求められている門司区民がいて、図書館を造ってほしいとか複合公共施設を造ってほしいという一定の声があるのは私も分かっていますが、行政の在り方としてどうなのかという疑問が今上がっているわけですね。その中で、5月29日の1回きりで本当に説明責任を果たしたと言えるのかっていうのは、無理があると思います。

建設担当の部局と、そして文化を保護していく都市ブランド創造局で責任を持って、複数回、自治会とかそういうところじゃなくて、広く市民に対して、この間もユーチューブのアーカイブが後で配信されていましたが、手前に市民の方がいらっしゃったんですね。後でモザイクをかけていますが、そうじゃなくて、もともとモザイクをかける作業がなかったら、編集作業なしで瞬時に出せるわけですから、登壇者だけ映すとかの工夫をして、迅速に市民に公開することは可能だと思いますから、ちゃんと市民に説明するという立場に立ってぜひ実施をして

ください。これは検討いただけますか。

○副委員長（森結実子君）都市ブランド創造局総務課長。

○都市ブランド創造局総務課長 都市戦略局にも伝えまして、我々としても、こういった形で市民に説明していったらいいとか、今後しっかり検討してまいりたいと思います。以上でございます。

○副委員長（森結実子君）永井委員。

○委員（永井佑君）ぜひお願いします。

図書館でいえば1階ですね。その遺構が眠っている上に造ることなので、今日は調査について議論されたと思います。開発者が負担するものということを答弁されましたが、その根拠を教えてください。

○副委員長（森結実子君）文化企画課長。

○文化企画課長 文化財保護法、すみません、法に明記してあったかどうかはあれですけども、いわゆる平成10年通知と言われているようなガイドラインがございます。そちらにもしっかり明記されております。以上でございます。

○副委員長（森結実子君）永井委員。

○委員（永井佑君）今回、その発掘調査範囲を決めた責任者は誰なんですかね。

○副委員長（森結実子君）文化企画課長。

○文化企画課長 記録範囲、調査範囲を決めましたのは、我々補助執行を受けております都市ブランド創造局、いわゆる教育委員会のほうで決定をさせていただきました。以上でございます。

○副委員長（森結実子君）永井委員。

○委員（永井佑君）そういうことですね。

今回もこの委員会に予算が出されませんでした。建設建築委員会のみになって、議事録を見ても、文化財保護の話になるとまともな答弁が返ってきていないんですよ。それは予算議会でも閉会中の委員会でもそうでした。本会議で文化財調査について質問があった際は、教育委員会として仕事をしていますと、都市ブランド創造局長がしきりに答弁しています。なぜこんな予算の出し方をするのか。予算審議が全くできないですね。私たちに何をチェックしろというのかというのを今回本当に強く思いました。

今日答弁されたかもしれないですけど、その点、さっきの答弁では、開発者が負担するから建設のほうで予算を出しましたということですけど、文化財を守っていく立場が都市ブランド創造局だと言われているんですよ。予算審議ができない調査に関して、あっちではちゃんと質疑ができていないんですよ。そのままにしているんですかね。最後にそこだけ見解を聞かせてください。

○副委員長（森結実子君）文化企画課長。

○文化企画課長 これまでも同じように、いろんな事業の際には全て原局で対応させていただいておりました、今、議論が難しいというような御意見は承りました。今のところはこういった形で対応させていただいているというようなところがございます。以上でございます。

○副委員長（森結実子君） 永井委員。

○委員（永井佑君） 平行線というのが分かりました。

先ほど、発掘調査範囲を決めた責任者は都市ブランド創造局だと答弁をされましたから、それなら、私はここに予算が出るのがしかるべきじゃないかなと改めて思いました。やっぱり教育文化委員会ですから、建設の話も分かりますけど、今後北九州市で建設が進められていくと必ずこういうことが起こるわけですね。そこで、調査に関して、文化財の保護に関して、予算が教育文化委員会じゃないとなったら何をチェックすればいいのか。絶対こういう議論になるんですよ。それは今後も開発部局との協議になってくると思います。その際に、我々議会の立場で、こっちでも議論してくださいと、文化のほうで議論をしてくださいという話をするのも今回改めて重要だと思いましたが、文化財保護が目的ですと、そして課長も、もし建設がなくなれば、保存に向いて、保護の方向に向かって動いていきますという話をされていますよね。それであれば、所管局に予算を出すということは今後ぜひやってください。以上です。

○副委員長（森結実子君） ここで委員長と交代します。

（副委員長と委員長が交代）

○委員長（永井佑君） ほかになければ、以上で議案の審査を終わります。

あしたも午前10時に開会します。

本日は以上で閉会します。

教育文化委員会	委員長	永井	佑	Ⓜ
	副委員長	森	結実子	Ⓜ